

記

一 華北勞工協會對日供出動機 勞工協會報

二 華人勞務者內地移入の促進に關する件

昭和一九三一年 厚生省

昭和一九四二年 秋田縣警察部長

三 華人勞務者內地移入手續

昭和一九三九年 厚生省

四 契約の内容（各事業場共通）華北勞工協會

五 對日供出に關する指示・注意事項

華北勞工協會本部

(1) 主として本部關係

(2) 主として供出機關關係

(3) 主として輸送指揮官・指導員關係

六 華人取扱に關し花岡鑛山及鹿島組に對する指示事項

秋田縣警察部長

(1) 昭和一九三六年

內務省 厚生省

(2) 昭和一九三七年



(3) 昭和一九一九

内務省 本間囑託

七 移入華人勞務者勤勞指導委員會

昭和一九一九 秋田縣警察部長 鹽谷 隆雄

八 華人勞務者勤勞指導委員會

大館支部規程

昭和一九一九 大館警察署長 三浦太一郎

九 死亡報告書

中華民國大使館

一〇 移入華人勞務者の到着後の措置に關する通牒

大館國民勤勞動員署長

一一 華人勞務者賃金基準に關する件通牒 昭和一九一九 厚生省 軍需省

一二 華工取扱に關する件 釜山統制會東北支部

一三 華人及朝鮮勞務者の休戦後の措置に關する件拔擢

昭和一九一九 釜山統制會東北支部



以下各項に分ち詳述せん

の行政供出

現果軍行政機關と密接なる連繫の下縣長（新民會事務局長）  
指揮の下に現地行政下部組織の區鄉村を動員し對日供出の責  
任之が募集に着手せるものなるが華北農村の近年<sup>地</sup>粹なる豊  
作は華工の出郷慾を減じせしめ之に加へて悪性インフレの上  
昇は賃金の魅力を喪失せしめ共匪の出郷禁止法令並合理負擔  
等の諸施策に相俟つて支那國內産業の復興に拍車を加へ大東  
亞戦争以前に於ける一〇〇萬以上の出稼勞務者は昔の夢物語  
となり、從來苦力と稱せられし遊休勞務動者はその蔭を潛め  
募集工作も日増困難さを増し非常手段として村單位の割當・  
強制募集等の措置も止むを得ざる状態となれり  
斯る非合法的な募集手段をとる事は華北治安の確立を期する  
軍當局或は縣行政の自殺にも等しい工作なるも、日本の聖戰  
完遂の要請に應ずるべく之を甘受凡ゆる困難を克服し血の浸



工一 華北勞工協會對日供出動機

A (1) 對日供出の動機

大東亞戰爭勃發以來日本に於ける勞務需要は日毎に要請せられ特に重筋勞働部面に於ける勞力不足は華人勞務者を日本に移入せざるべからざる事情に立ち至りたる現狀に鑑み即ち日本政府は昭和十七年十一月二十七日閣議決定に基き土建・鑛山・石炭に限り使用することとし先づ試驗的に福岡縣の二瀬・田川・山野竝に伏木港に移入したる處出勤率・作業率共に成績非常に良好なりし爲更に昭和十九年二月華人勞務者日本移入の促進に關する件を閣議に附し本格的な移入をなすこととせり而して昭和十九年度差當り華北より三萬人供出すべく現地軍・大使館並に華北政務委員會の指導の下に華北に於ける唯一の勞務統制機關たる華北勞工協會之が供出に當ることとなれり

(2) 供出方法

供出方法を大別して一行政供出ニ軍供供出に二分せらる



むが如き募集を行ひたるものにして偶々日本に於ける事業体より「勞工協會は募集すると稱し募集費を取り乍らその實は嫌がるものを無理に連れて來るから種々の事故が出る」云々の聲を聞くことあるも、夫は華北の實情を知らざる者の一方的見解にして甚だ遺憾とするものなり

## 2. (2) 軍 供 出

軍俘虜收容所に收容されおる俘虜・連匪・上匪中より新民精神の体得者にして中國勞力參戰の意義を熟知せる甦生勞工連格者を譲り受け之を更に各地の勞工訓練所（濟南・石門・青島・邯鄲・塘沽）收容三ヶ月間の訓練を行ひ營養回復と同時に移入せらるるものなるか中國の所謂「好人不當兵」の脅の如く勞働を嫌ふ集りなるため肉体的には「中の如く力あり豚の如く従順なる」純勞働者を獲得することは困難にして如斯勞働者に對しては渡日後内地に於て再度作業訓練を條件として供出せられたるものなり







華人勞務者内地移入の促進に關する件

昭和一九三二  
厚生省

昭和十七年十一月二十七日閣議決定に係る「華人勞務者内地移入に關する件」に依り實施しつつある試験移入の成績は概ね良好なるを以て本件第三措置に基き左記要領に依り本格的移入を促進せんとす

以下昭和十九年四月二十四日秋收本動第二六〇號特高秘收第二三〇號秋田縣警察部長通牒に依る



秋收本勤第二六〇號  
特高密收第二三〇號

昭和十九年四月二十四日

秋田縣警察部長

花岡鑛山長 殿

華人勞務者内地移入に關する件

標記の件に關して既に聯絡致置候處今般別紙の通り「華人勞務者内地移入方針」決定相成候條之が運用に關しては特段の配意の上萬遺憾なきを期せられ度

追而申請其の他に關して不明の點有之節は所轄國民勤勞勸員署の指示を受けられ度爲念



華人勞務者内地移入に關する方針  
第一通 則

一 内地移入に關する華人勞務者（以下單に華人勞務者と稱す）の供出又缺は斡旋は大使館現地軍並に國民政府（華北よりの場合は華北政務委員會）指導の下に現地勞務統制機關（華北よりの場合は華北勞工協會）が之に當るものなること

二 華人勞務者は訓練せる元俘虜又は元歸順兵の外募集に依るものとすること

前項の勞務者は年令概ね四〇才以下の男子にして素質優良心身健全なる者を選抜することとするも可成三〇才以下の獨身男子を優先的に選抜する様努むること

三 華人勞務者は移入に先立ち可成一定期間（一ヶ月以内）現地の適當なる機關に於て必要な訓練を爲すこと

移入未経験勞務者に付ては内地に於ても之を使用する工場事業場に於ては必ず一定期間（六ヶ月以内）必要な訓練を爲すも



のなること

四 華人勞務者の就勞地に付ては可及的分散せしめざる如く留意すること

五 華人勞務者の契約期間は原則として二年（但し往復途中の日數を含まず）とし同一人を繼續使用する場合に於ては經過適當の

時期に於て希望に依り一時歸國せしむること

六 華人勞務者に對する取扱及待遇に關しては其の民族性を考慮し特に注意を拂ふと共に業種又は就勞地に依り著しく差等を生ぜざる如くすること、華人勞務者の家族送金及持郷金に付ては原則として特別の制限を附せざること

## 第二使用條件

一 華人勞務者の使用を認むる工場事業場（以下單に工場事業場と稱す）は華人勞務者の相當數を集團的に就勞せしむることを條件として選定するものなること

移入に關する細目手續は別に定むる所に依ること



⇒ 華人勞務者の管理に付ては特に左の諸點に留意の上華人の慣習に急激なる變化を來さざる如くすること

1 工場事業場は現地より同行せる日系指導員を華人勞務者の直接責任者として之が連絡世話に當らしむること

2 華人勞務者の使用に當りては可及的供出時の編成を利用する如くし且作業に關する命令は日系指導員及華系責任者（隊長又は把頭）を通じ之を發することし華人勞務者に對する直接の命令は嚴に之を慎むこと

3 華人勞務者の作業場所は朝鮮人勞務者又は俘虜とは嚴に之を區別すること

4 就勞地到着後は充分なる休養を與へたる上就勞せしむること  
5 住宅は濕氣豫防に留意の上朝鮮人勞務者住宅と近接せざる如く一廓を劃し設置すること

6 食事は可成華人勞務者通常食を給するものなること  
7 慰安並に娛樂施設に付ては工場事業場に於て適當なる施策を



- 講ずること但し特別慰安所設定は縣に稟議決定のこと
- 三 華人勞務者の賃金は内地に於ける賃金を標準と爲すも内地と現地の賃金及物價の間に甚だしき懸隔ある實情なるを以て殘留家族に對する送金及持郷金確保する爲所要の措置を講ずること
- 賃金手當其の他の給與の具体的細目及之が支拂方法・防疫保健衛生・保護救濟等に付ては別に之を定むること
- 四 就勞時間は内地の例に依ること
- 五 四大節の外舊正月一日並に端午節・仲秋節各一日は必ず公休日の取扱ひをなすこと

### 第三 移入及選還方法

- 一 移入及送還に要する經費は勞務者の賃金より控除せざることとし原則として工場事業場の負擔とするも差當り要すれば國家補償等適當の方法を講ずること
- 二 華人勞務者の輸送は日滿支關係機關に於て之が手配を爲すこと
- 三 華人勞務者は契約期間滿了後工場事業場に於て原則として之を



444  
集合地迄送還すること

疾病其の他の理由に因り就労手續し能はざるに至りたる勞務者に付ても同様たるべきこと

#### 第四其の他

一 工場事業場は華人勞務者の防牒並に逃亡防止に付特段の配慮を爲すこと

二 工場事業場の職員を指導員として配地に於て訓練する爲適當なる措置を講ずること

訓練完了せる指導員は順次圓滑に之を襲に現地より同行せしめたる日系指導員と交替せしむるものとする事

三 華人青少年の内地に於ける委託養成に關する措置に付ては別に之を定むること

四 國家補償の方法限度等に付ては別に之を定むるものなること



計	就場所 業名在 業稱地		區分		移入狀況	減耗狀況	本 月	本 月	本 月
	分	類	移入	轉入					
			本年	本年					
			入數	入數					
			累計	累計					
			月本	月本					
			計累	計累					
			歸國	轉出					
			逃亡	死亡					
			計	計					
			本月末現在數						
			傷病	事故	其他	計	缺勤	狀況	稼働
			均	率	率	率	率	率	率
			率	率	率	率	率	率	率
			特記事項						

秋田縣警察部長 殿  
勤勞課長 殿

事業場

移入華人勞務者勤勞狀況報告 ( 月分 )







様式第一號

昭和 年 月 日

厚生大臣 殿

申請者 住所氏名印 (法人ニ有リテハ其ノ名稱及代表者氏名)

華人勞務者ヲ募集セン

トスル理由

就業 目録 夜時 分 休務	種別	員數	種目	員數	種別	合計	僱傭	華人	半島人	内地人	種別	性別	種別	男	女	計	學業 概要	今後 勤勞 報國 除受 入能 見能 況	雇傭 契約 期間	自昭和 至昭和 年 年 月 月 日 日	
																					種別







(別紙)

記

第一申請

一 要綱第二の一に關しては厚生省の事業主別移入雇傭員數の割當豫定通報に基き雇傭主の信用狀態・經營狀況・勞務管理狀況等十分審査し且將來國際問題等惹起する虞なきことを確めたる後斡旋申請書を提出せしむること審査の結果移入を適當とせざるもの又は其の必要なものに付ては直ちに其の旨事由を具し厚生省に報告すること

二 要綱第二の二に關しては事業の緊要度勘考の上前項に準じ十分審査を遂げ眞に移入を以むを得ずとなすものに限り之を爲さしむること

三 前二項に依る申請書は就業地を管轄する國民、勤勞動員署を経由して廳府縣に提出せしむること  
廳府縣は右申請書に意見を附し正副二通を厚生省に進達すること



第二移入

一 要綱第二の五に關しては直に雇傭主に對し引繼、輸送到着後の措置に付萬遺憾なき様措置せしむると共に引卒責任者を定め之を廳府縣に届出でしむること

廳府縣は右引卒責任者の職氏名を厚生省に直に報告すること

二 移入勞務者の供出並に斡旋は大使館、現地單位に國民政府（北より）の場合は華北政務委員會）指導の下に現地勞務統制機關

（華北勞工協會）之に當るものなるを以て雇傭主をして速に現地に於て右機關と引繼輸送等に関する細目に付打合しむること

三 移入勞務者の供出費並に安家費は雇傭主に於て之を負擔し右經費を引繼二週間前に現地斡旋機關に到着する様送附せしむること

供出費並に安家費一人當り概ね右の通なること

供出費 五〇〇圓内外

（募集費、途中食料、身廻品、炊事用品、輸送費、醫藥等）



安家費 五五圓内外

(残留家族に對する應急生活費)

第三到着後の措置

一 移入勞務者現場に到着したるときは直に要綱第四の一に依る手續をとらしむると共に要綱第三の一に依り雇傭主より提出したる申請書に基き其の記載事項と違背し又は指違背せざる様指導監督し之に違背し又は指示に従はざるときは移入勞務者を送還し又は爾今幹庭を認められざることあるべき旨申渡し置くこと尙必要ありと認むる場合は雇傭主をして誓書を提出せしめ申請書記載事項に違背せず且つ誓書者及國民動勞動員署等の指導監督又は指示に従ふべきことを誓約せしめ置くこと

二 移入勞務者の勞務管理に付ては常に之を査察し其の適正を期せしむると共に左記諸點に付き雇傭主をして留意せしむること

(1) 移入勞務者は原則として簡易なる里筋的作業に従事せしむべきこと



Reduce the rest time  
of the C.S.

- (2) 就業時間並に休憩時間は一般勞務者に準じ華人勞務者の故を以て就業時間を著しく延長又は休憩時間を短縮するが如きことなからしむること
- (3) 逃亡防止防牒等に付ては特別の注意を拂ふこと
- (4) 日系指導員は移入勞務者の連絡世話に富らしむるため現地幹旋機關に於て之を附するものなるも指導員數に限度あるべきに付事情に依つては附せざる場合もあるべく又は適當の時期に於て工場事業場職員と交代せしむることもあるべきに付き雇傭主に於て豫めその所屬職員中より適當者を選定し現地幹旋機關に派遣の上華人の習癖等理解せしむるため一ヶ月乃至二ヶ月訓練を受けしめ置くこと
- (5) 移入勞務者の使用に富りては供出時の編成を其の儘利用し且作業に關する命令は日系指導及華系責任者（隊長又は把頭）を通じ之を發することとし華人勞務者に對する直接命令は嚴正に之を避くること



三 移入勞務者の雇傭契約期間は原則として就業場到着の日より向ふ二ヶ年以内とし且契約期間の延長・就業場の變更・轉雇傭は認められざるも眞に其の必要にむを得ざるものに對しては事前に左記事項を具し就業地又は移轉先地廳府縣長官に願出（轉雇傭の場合は新舊兩雇傭主の連署を要す）せしむること

(1) 本籍・住所・氏名・年令・法人なるときは其の名稱主たる事務所の所在地及理事其の他の法人の業務を執行する役員の氏

名

(2) 契約期間の延長又は就業場の變更若は轉雇傭せんとする理由

(3) 移入勞務者の現に従事する事業の種類並に事業場の所在地及

名稱

(4) 雇傭期間の延長又は就業場の變更若は轉雇傭せしめんとする

移入勞務者の内地移入年月日幹旋機關年月日並に其の員數

(5) 變更せんとす事項（單に雇傭契約期間を延長せんとするもの

に在りては其の延長期間雇傭契約期間を延長し使用條件を變



更せんとするものに在りては其の延長期間並に變更せんとする條件就業物の變更又は轉雇備せんとするものに在りては變更後の事業の種類並に事業場の所在地名稱

(6) 就業場の變更又は轉雇備先の雇備主（本籍・住所・氏名・年令法人なるときは其の名稱主たる事務所の所在地及理事其の他の法人の業務を執行する役員の氏名）

(7) 就業場の變更又は轉雇備せしめんとするものに在りては就業場の變更又は轉雇備後の使用條件並に福利（要綱第二の一に依る華人勞務者斡旋申請書記載すること）

四 移入未経験勞務者に對し内地生活に順應するに必要な基礎訓練及作業の基礎教育を爲す一定期間（概ね六月）雇備主をして訓練を實施せしむること

五 移入勞務者は給與及之が支拂方法防疫保健衛生保護技術等に関する事項は追て通牒の豫定なること

#### 第四 歸國者に對する措置



一 雇傭主出勤期間満了（満了前の事業の縮少廢止終了を含む）  
又は病氣に依り歸國確定又は歸國せしめんとするときは要綱第  
三の輸送に準じ歸國せしむべきも右輸送経路月日等にては厚  
生省の指示する所に依ること

以上



昭和十九年三月九日

五 華人勞務者内地移入手續

第一通則

一 華人勞務者の移入雇傭を認むる事業は國民動員實施計畫產業中左の事業に於て緊要度高きものたること

(一) 鑛業（石炭山及金屬山）

(二) 國防土木建築業

(三) 重要工業（鐵鋼・造船・輕金屬・化學工業關係）

(四) 港灣及陸運荷役

(五) 其他特に緊要と認むるもの

右事業と雖も勞務管理適當ならざるもの又は關係官廳の指示に従はざるものに對しては之を認めざること

二 移入雇傭申請の處理

一 廳府縣厚生省より華人勞務者の事業主別移入雇傭員數の割當豫定通報を受けたる時は事業主をして「華人勞務者移入雇傭



- 願「（華人勞務者斡旋申請書）正副（別紙様式）所轄廳府縣經由提出せしむること
- 厚生省割當なきも第一に掲げる事業の事業主にして華人勞務者の移入雇傭を希望せるものある場合は前項に準じ厚生省に稟議すること
- 厚生省前二項に依り割當を決定したる場合は「華人勞務者斡旋申請書」通添附の上其の旨大東亞省に通報すると共に事業場別割當表を内務省宛送附すること
- 大東亞省前項の通報を受けたる際は其の勞務者の引繼輸送月日等を決定し其の都度厚生省に對し之を通報すること
- 厚生省前項の通報を受けたる際は關係廳府縣を通じ之を事業主に通報し移入勞務者の引繼輸送到着後の措置に付遺憾なきを期せしむると共に引卒責任者（其の數は別途指示す）を選定の上大東亞省宛通報すること

第三輸送



一 就業地國民職業指導所長は別途所割警察署の發行する「渡支身分證明書」別紙様式」の裏面に引卒者たることを記入證明すること

二 移入勞務者の引繼輸送は全て隊編成に依るものなること

三 移入勞務者の引繼輸送の爲渡支するに當りては隊め下船地及乗船地を管轄する各警察署關係機關と事前に充分なる打合聯絡を遂げ引卒輸送上遺憾なきを期すること

#### 第四到着後の措置

一 移入華人勞務者就業地に到着したる時（事業主をして地方長官宛「勞働許可證」（明治三十二年七月勅令第三五二號）申請の手續をとらしむると共に速に其の就業地を管轄する國民職業指導所に移入勞務者名簿（勞務者出身地、氏名、年令）添付輸送途中の機決を報告せしむること

二 國民職業指導所は右に依り移入勞務者數到着勞務者數到着年月日・輸送途中の異動狀況等を直ちに廳府縣宛、廳府縣は厚生省



宛報告すること

三 移入華人勞務者の異動・災害・取扱其の他事件發生したる時は特に搜索・防牒等の機密保持に留意すると共に事業主をして速に警察署・國民職業指導所及警察署の報告を取纏め厚生省及大東亞省に報告すること

四 事業主をして毎月末現在を以て移入華人勞務者勤勞状況（別紙様式）を國民職業指導所を経由し翌月末日迄に廳府縣に必着する如く報告せしむること

廳府縣は右勤勞状況報告を事業種別に取纏め且集計の上翌月十日迄に厚生省及内務省及大東亞省に報告すること

五 事業主は所轄警察署・國民職業指導所其の他關係機關の指示に従ひ訓練施設・技術・教育施設適切なる慰安娛樂施設を設くるの外健康診断・生活訓練其の他の保護輔導を講ずること

六 移動に關する措置

移入華人勞務者の移動（出勤期間の延長就業場の變更・轉雇傭



は原則として之を認めざるものとするも緊要にむを得ざるときは  
厚生省に稟議の上之を認むるを得ること

七 満期歸國に關する措置

出勤期間満了前事業の縮少廢止終了の場合を含むに依り歸國  
者確定したる時は次に依り措置すること

(一) 廳府縣事業主をして歸國者名簿（勞務者の出身地・氏名移入  
年月日・斡旋年月日・斡旋機關）下船地・歸國豫定年月日等  
を國民職業指導所及警察署を経由して報告せしむると共に別  
紙様式に依り厚生省・内務省及大東亞省宛報告すること

(二) 事業主をして引卒責任者を附せしめ隊組織に依り第三の輸送  
に準じ歸郷せしむると共に國民職業指導所及警察署經由現地  
機關引渡完了の概況を報告せしむること

(三) 引卒者の渡支・引卒證明書に關しては第三の(一)に準ずること

以上



449  
✓  
四 契約の内容

契  
約  
書

〔民國三十三年度第十二回對日供出〕



契 約 書

昭和十九年二月五日大日本帝國の計畫竝に華北勞工協會の勞工供出方に基き華北勞工協會（以下甲と稱す）は藤田組花岡山（以下乙と稱す）に對し甲が供出する勞工使用に就き左記の通り契約す

第一條 乙は昭和十九年（民國三十三年）五月下旬より向ふ二年間の期限にて甲の供出する勞工を使用するものとす

第二條 使用條件は別冊三十三年度第十二回（普）華人勞務者對日供出實施細目の通とす

第三條 華北又は日本に於ける經濟狀勢の著しき變化竝に豫見し難き事情發生の爲既存條件の範圍にて處理困難となりたる場合は甲乙協議の上之が調整を圖るものとす

右契約確守履行の證として本書正副二通を作成し當事者記名捺印の上各自其一通を保有するものとす

昭和十九年四月二十八日



即承十月廿四日二十八日

華北勞工協會理事長

上各員其一職守對付するものなり

可與諸國守憲守の應じ了本會五編二部を時短し當業諸國を養育の

甲乙諸國の上を衣履豊何國々々會社

と華南業主の謀期を新刊の國圖了了應因職うたより或る組合に

第三編 華北又其日本列強たる者有れば應の善しを致し或る新良し觀

出出百國諸國の照らす

第二編 勇胆精神以能世三十三年頃十二回(音)華人役諸者機日

の應期了了甲の進出するを上を要用するものなり

第一編 乙計即承十月廿(列強三十三年)正月不日了向ふ二年間

と應た(列強)甲改出するを上を要用するものなり

式列強を養育上を會(以下甲)と應た(列強)甲改出するを上を要用するものなり

即承十月廿二日五日大日本帝國の指畫致し華北後上を會の業上を會

華北勞工協會



昭和十九年四月二十八日

民國三十三年度第十二回（普）  
華人勞務者對日供出實施細目

華北勞工協會



華人勞務者第十二回對日供出實施細目

就

勞地

秋田縣北秋田郡花岡町

募集供出方法

1 募集供出方法

華北勞工協會に於て華北より勞工適格者を選出し所要地點に集結せしめ目的に輸送するものとす

2 編

隊組織とし甲に於て之を定む

規準左の何し

隊は何々縣勞工隊と稱し隊長の下に必要に在りては副隊長を設

隊長一名(三〇〇乃至五〇〇名に付)

書記一名(一〇〇名に付一名の割

班長一名(五〇名に付一名を標準とす

炊事班長一名(五〇名に付一名を標準とす

炊事夫一名(五〇名に付一名を標準とす

總品甲計(多少の増減を考慮す)



3 携 帶 品

携帶品甲に於て豫め之を整備し乙之を負擔するものとす

4 輸 送 中 の 食 糧

輸送中準備すべき食糧は集結地より上陸地迄の必要量とし概ね附表第二の通りとす。但し訓練生の場合には出發前約十日間適宜の榮養食を與ふるものとす

5 引 渡 地 並 に 豫 定 月 日

五月中旬集結地と豫定す

三 輸 送 方 法

1 警 戒 保 護

輸送中に於ける警戒保護に就ては交通治安の狀況を勘案し甲之を定むるものとす

2 輸 送 機 關 並 に 經 路

陸路は可成貨物自動車又は客車（鐵路）によるものとし海路は乙の配船に依るものとす

出港地は募集地の關係に依り甲之を定め上陸地は配船の都合に

出港地は募集地の關係に依り甲之を定め上陸地は配船

依り乙を定むるものとす



但し配船に先ち甲乙協議の上之を決定す

配船は乙に於て關係官廳に依頼するものとす

3 引卒責任者

乙は華北に派遣すべき現場管理人中より引卒責任者を定め勞工引渡後より現場到着迄（輸送間）勞工を管理せしむるものとす

4 現場管理人の派遣

乙は勞工一〇〇名に付一名の現場管理人を勞工の集結三十日前迄に華北に派遣し甲の指導下に入らしむるものとす

5 災害救済

輸送中の事故に對しては別紙「華人勞務者災害扶助規定」に準じ處置するものとす

四 供出に關する經費

1 供出準備費

本經費は乙の負擔とす  
イ 概ね別表を基準とし實費計算とす

但し募集費は其所要額の如何に不拘集結地に於ける供出人員に依り一名に付八〇圓宛乙より甲に納入するものとす



ロ乙は勞工一名に付き五〇圓の安家賃を貸與し勞工就勞後六ヶ月以上の期間に於て之を還償せしむるものとす但し訓練生供出の場合には之を要せず

2 輸送費

イ運賃

供出勞工の運賃は凡て乙の負擔とす

但し船賃は乙に於て内地着拂とし本供出費に含ます

ロ輸送間の食糧

輸送回勞工の使用すべき食糧は甲乙之を準備し乙乙之を負擔するものとす

ハ治安警備上、軍又は當時者に於て特に必要と認むる輸送保護に要する經費は乙乙之を負擔するものとす

3 引渡後に生じたる損失損害（甲の準備品竝に供出工人引渡後に

於ける損害）は乙の負擔とす

4 麴袋其他返還物件

乙は麴袋其他甲に返還を必要とする物件を用済後直に甲に還送するものとす



而て萬一敷に於て不足を生したる時乙は華北の時價相場に依り之を辨償するものとす

5 供出費納入方法

イ 供出準備は前拂とし引渡期日より概ね一ヶ月前に到着する如く乙より甲に納入するものとす

ロ 華北に派遣すべき契約代表引卒者並に現場管理人の華北に於ける旅費は本供出費に含まざるを以て乙に於て豫め必要額を豫定し本額に加算送金するやう手配するものとす

甲の豫定外に乙が華北に於て物品を購入せんとする場合又同し

兵 使用條件

1 契約期間地滿二ヶ年とす、但し

イ 事業場到着の日より起算し歸還の爲め事業場出發の日を以て終るものとす

ロ 乙に於て繼續使用を希望する場合は期間滿了二ヶ月前に於て關係機關の承認を得て甲乙合議の上之を定むるものとす

2 作業種類

則として土木作業並に金屬鑛業



但し必要に依り他の一般雑役に従事せしむることを得るものとす

3 作業組織

可及的隊組織を活用するものとす

4 賃金算定並に支拂方法

イ 隊員の賃金は日本に於ける訓練期間中（三ヶ月）中就業一人一日に付二圓（食事附）とし訓練期間経過後は普通賃金五圓並に出來高拂（食事附）とす  
ロ 幹部の賃金  
隊員の平均一日の二人分

班長 一人五分

書記 一人五分

炊事長 一人五分

諸手富

時間割増金等は内地人に準ずるものとす

ニ 賞與其他

賞與は内地人に準ずる規定に準し支給するものとす  
但し右は舊正節・端午節・中秋節に分割支給し尙内地人に支すべき時間にも分割支給するものとす

月給とす



7 就勞竝に就勞時間

内地人一般労働者に同じとす。但し内地人現場監督又は指導人以外一般内地人労働者又は朝鮮人とは分離して就勞せしむるものとす。

8 公休日

イ 四大節は内地人一般労働者に準ず  
ロ 舊正月二日間竝に端午節・中秋節各一日は必ず公休の取扱をなすものとす。但し  
規準食事以外に増賄（焼酒・肉野菜類の特別配給を行ふものとす）

9 宿舍施設

一般内地人特に朝鮮人とは隔隔收容する施設をなし華人の習性に適合せしむるものとす。

10 生活必需品の調達

乙は勞工の華北に於て消費する程度を標準として勞工必需品を就勞地に於て調達配給するものとす。但し規準食糧以外は隊員の負擔とす。







- 11 風呂は無料とし毎日使用可能な設備を設くるものとす散髪は器具を貸與して各自處置せしむ
- 12 宿舍費、電燈費、水道燃料等は乙の負擔とす
- 13 賄方法
- 14 必要物資は隊又は班に交付し之を調理せしむ之に要する施設は乙に於て行ふものとす
- 15 衛生施設
- 16 乙の既存設備を利用せしめ無料とす
- 17 保護救済
- 18 別紙（華人勞務者災害扶助規定）に依るものとす
- 19 慰安所
- 20 追而之を定む
- 六 駐在員
- 21 勞工の指導にあたりしむる爲概ね勞工五〇〇名に對し日系駐在所長一華系駐在員一を附するものとす
- 22 身分關係
- 23 駐在員は甲所屬とし「乙の監督官廳」の囑託とす
- 24 乙は甲に對し監理費として東京爭務局職員に對する給與に準ず



る駐在員引當金額を三ヶ月毎に豫納するものとす。他の事業場に於ける駐在員が兼務する場合亦同じ

3 往復旅費

乙の負擔とし協會旅費規定に依り其の都度納入するものとす甲より職員並に醫師の同行を必要とする場合亦同じ但し駐在員は一名一年間を遡して一回程度華北への事務連絡を豫定するものとす

4 赴任歸還旅費

乙の負擔として甲の旅費規定に依り其の都度納入するものとす勞工心理把握の必要上乙は駐在員の事務室を獨立せしめ隊員の出入自由なる設備を設くるものとす

6 乙は駐在員に對し宿舍を配當するものとす

七 送還方法

1 滿期送還の場合には乙に於て責任者を附し一括送還するものとす  
2 中途送還の場合には華北勞工協會駐在員の送還計畫に依るものとす

但し駐在員の送還に要する費用は乙の負擔とす

3 送還先は工人の原任地とし之に要する費用は乙の負擔とす



ハ採用規格

採用規格は左記に依るものとす

下身體強健にして重筋肉労働に堪へ得る者たるべきこと

2 年令は満十六才以上に於て可成三十才以下の若年者を優先的に

選抜するものとす

3 傳染性・其他嫌悪すべき疾患を有せざる者たるべきこと

4 甲に於て思想的不良ならざるものと認むるもの

5 現地詮衡に於ては上記標準に基き詮衡することとし乙之に立

合ふものとす

六 到着後の豫備訓練は概ね左記に依り實施するものとす

1 到着後三ヶ月間を訓練期間とし最初は敵務に従事せしめず左の

訓練を施すこと

イ 生活指導

ロ 日本語指導

ハ 團體訓練

ニ 作業(保安を含む)訓練

ホ 現場教育

2 一ヶ月間は外出を許さず二ヶ月目より集團的に引卒者を附し外



一 出せしむるものとす  
 二 逃亡者に對する處置  
 逃亡したる者を捕へたるときは原則として争案場に戻すものとす

一 出せしむるものとす  
 二 逃亡者に對する處置  
 逃亡したる者を捕へたるときは原則として争案場に戻すものとす  
 三 争案場に戻すものとす  
 四 争案場に戻すものとす  
 五 争案場に戻すものとす  
 六 争案場に戻すものとす  
 七 争案場に戻すものとす  
 八 争案場に戻すものとす  
 九 争案場に戻すものとす  
 十 争案場に戻すものとす  
 十一 争案場に戻すものとす  
 十二 争案場に戻すものとす  
 十三 争案場に戻すものとす  
 十四 争案場に戻すものとす  
 十五 争案場に戻すものとす  
 十六 争案場に戻すものとす  
 十七 争案場に戻すものとす  
 十八 争案場に戻すものとす  
 十九 争案場に戻すものとす  
 二十 争案場に戻すものとす  
 二十一 争案場に戻すものとす  
 二十二 争案場に戻すものとす  
 二十三 争案場に戻すものとす  
 二十四 争案場に戻すものとす  
 二十五 争案場に戻すものとす  
 二十六 争案場に戻すものとす  
 二十七 争案場に戻すものとす  
 二十八 争案場に戻すものとす  
 二十九 争案場に戻すものとす  
 三十 争案場に戻すものとす  
 三十一 争案場に戻すものとす  
 三十二 争案場に戻すものとす  
 三十三 争案場に戻すものとす  
 三十四 争案場に戻すものとす  
 三十五 争案場に戻すものとす  
 三十六 争案場に戻すものとす  
 三十七 争案場に戻すものとす  
 三十八 争案場に戻すものとす  
 三十九 争案場に戻すものとす  
 四十 争案場に戻すものとす  
 四十一 争案場に戻すものとす  
 四十二 争案場に戻すものとす  
 四十三 争案場に戻すものとす  
 四十四 争案場に戻すものとす  
 四十五 争案場に戻すものとす  
 四十六 争案場に戻すものとす  
 四十七 争案場に戻すものとす  
 四十八 争案場に戻すものとす  
 四十九 争案場に戻すものとす  
 五十 争案場に戻すものとす  
 五十一 争案場に戻すものとす  
 五十二 争案場に戻すものとす  
 五十三 争案場に戻すものとす  
 五十四 争案場に戻すものとす  
 五十五 争案場に戻すものとす  
 五十六 争案場に戻すものとす  
 五十七 争案場に戻すものとす  
 五十八 争案場に戻すものとす  
 五十九 争案場に戻すものとす  
 六十 争案場に戻すものとす  
 六十一 争案場に戻すものとす  
 六十二 争案場に戻すものとす  
 六十三 争案場に戻すものとす  
 六十四 争案場に戻すものとす  
 六十五 争案場に戻すものとす  
 六十六 争案場に戻すものとす  
 六十七 争案場に戻すものとす  
 六十八 争案場に戻すものとす  
 六十九 争案場に戻すものとす  
 七十 争案場に戻すものとす  
 七十一 争案場に戻すものとす  
 七十二 争案場に戻すものとす  
 七十三 争案場に戻すものとす  
 七十四 争案場に戻すものとす  
 七十五 争案場に戻すものとす  
 七十六 争案場に戻すものとす  
 七十七 争案場に戻すものとす  
 七十八 争案場に戻すものとす  
 七十九 争案場に戻すものとす  
 八十 争案場に戻すものとす  
 八十一 争案場に戻すものとす  
 八十二 争案場に戻すものとす  
 八十三 争案場に戻すものとす  
 八十四 争案場に戻すものとす  
 八十五 争案場に戻すものとす  
 八十六 争案場に戻すものとす  
 八十七 争案場に戻すものとす  
 八十八 争案場に戻すものとす  
 八十九 争案場に戻すものとす  
 九十 争案場に戻すものとす  
 九十一 争案場に戻すものとす  
 九十二 争案場に戻すものとす  
 九十三 争案場に戻すものとす  
 九十四 争案場に戻すものとす  
 九十五 争案場に戻すものとす  
 九十六 争案場に戻すものとす  
 九十七 争案場に戻すものとす  
 九十八 争案場に戻すものとす  
 九十九 争案場に戻すものとす  
 一百 争案場に戻すものとす



華人労働者災害扶助規程

1 労働者就労期間中に死亡したるときは装祭料用の外左記弔慰金を家族に支給する爲協會（東京事務局）に納入するものとす

イ 公傷病死

隊長、副隊長

七〇〇圓

炊事長

七〇〇圓

書記、班長

七〇〇圓

一般労働者

五〇〇圓

ロ 私傷病死

公傷病死の場合の半額とす

2 労働者就労期間中に負傷し又は疾病に罹りたるときは其の治療に要する費用は事業主に於て負擔する外左の如く給與す

イ 公傷病一日に付最低保證額

ロ 私傷病食事のみ支給

3 労働者就労期間中に於て公傷病に依り不具廢矢となりたるときは左記慰藉料を支給す

イ 労働に稍支障を來す程度のもの

一〇〇圓

二〇〇圓

三〇〇圓



隊長、副隊長  
 炊事長  
 書記、班長  
 一般勞務者  
 過激の労働に堪へざるもの  
 隊長、副隊長  
 炊事長  
 書記、班長  
 一般勞務者  
 八全く労働能力を失ひたるもの  
 隊長、副隊長  
 炊事長  
 書記、班長  
 一般勞務者  
 但し公私傷疾の區別の認定につき協議整はざるときは官の裁定に  
 依る

二〇〇〇圓	二〇〇〇圓	二〇〇〇圓	二〇〇〇圓	一〇〇〇圓	五〇〇〇圓	五〇〇〇圓	五〇〇〇圓	五〇〇〇圓	四〇〇〇圓	七〇〇〇圓	七〇〇〇圓	七〇〇〇圓	四〇〇〇圓
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------







主として本部關係

- 一 供出計畫には續續業は訓練所出身を以て當て工業機掛産業には普通工人を以て當つる如く考慮するものとす
- 一 本部は供出一ヶ月前に於て物品の輸送配車並に運賃の調査を行ふものとす
- 一 本部は必要に依り豫め撮映を準備するものとす（砲艇隊撮映許可）
- 一 本部は隨時指導員要員訓練を行ひ上下意交換の爲懇談會を設くるものとす、指導員要員には現場を見學せしめ又實習をも試みる如く計畫するものとす
- 一 業者との契約は少くも供出一ヶ月前に於て之を行ひ可及的速に豫納金を納めしむる如く措置するものとす
- 一 訓練所出身供出契約時に於ては必要とする醫療に就き特別なる配慮に依る約束をなすものとす
- 一 契約書寫を左記へ提出（送附）するものとす



▲在北京特命全權公使

▲經濟總署勞工局長

○駐在地縣警察部

○駐日事務局

▲供出機關

○指導員

○使用先

一 本部第二科内には規則的に日華系各一名を殘置する

一 食糧

1 本部は年度供出豫定決定と同時に公使に對し年度（三月より翌年

四月）食糧の必要量配給に關する申請を行ふものとす

2 配給認可せられたる食糧は平衡倉庫に對し供出の都度現地倉庫に

配給指示ありしや否やを確認の上輸送、給食に備ふるものとす

3 食糧は腐敗對策を講ずると共に輸送を必要とするものは少くも二

十日前に之が配給處置を行ふものとす



- 4 出港地に於ては豫め固形食糧の一週間分を準備せしむるものとす
  - 5 時期に依りては乾燥野菜を準備するものとす
  - 6 集結地出發より出港地到着迄に要する途中食糧は勤務員（職員）並に勞工用共輸送計畫中に含むるものとす
- 但し勤務員の食代は個人旅費中より之を支辨するものとす
- 一 煙草

指導員以下に要する煙草は煙草中央配給組合に對し一ヶ月前に於て申請するものとす（本部）

- 一 本部より大量の勞需品を地方機關へ配布する時地方機關は軍輸送に依るの便を有することあり（訓練所）以て地方機關をしてせしめ目減、紛失の損害を防止するの便方を活用するに勉むるものとす
- 一 供出工人、出發月日、出發港決定せば現地へ速かに豫告するものとす
- 一 本部は出港地辦事處（分處）に對し必要なる前渡金を先送するものとす



474

一 本部は船舶竝に契約成立と同時に大使館を通じ海軍武府より現地海軍武官府より現地海軍部隊へ軍司令部より現地軍機關へ並に大使館より現地領事館へ必要なる手配を行ふものとする

一 對日供出實施に先き經濟總署宛「對日供出實施に關する件報告」を提出す（契約成立直後）

一 本部は出港前大使館より携帶品證明を受け難者に交付するものとする

一 勞需品中購入申込を要するもの（石炭其他）は豫め品目數量を現地購入と送付物件との仕分ヲ要するもの亦同じ

一 本部は供出費出納員一名並に必要なる供出作業指導者を出港地へ先遣せしむるものとする

一 勞工出港後左記に報告を必要とす

在北京特命全權公使

經濟總署勞工局長

到着報告同上

一 本部は其の都度供出工人輸送經過報告を作成するものとする







B  
主として

供出機關

辦事處 (分處)  
訓練所  
實施縣

關係

一 訓練所の設置に於ては、各地方官廳又は民間團體に委託し、その指導監督を受けるものとする。

一 訓練所の設置に必要とする土地、建物、設備等は、各地方官廳又は民間團體が負担するものとする。

一 訓練所の設置に必要とする資金は、各地方官廳又は民間團體が負担するものとする。

一 訓練所の設置に必要とする人員は、各地方官廳又は民間團體が負担するものとする。

一 訓練所の設置に必要とする資料は、各地方官廳又は民間團體が負担するものとする。

一 訓練所の設置に必要とするその他事項は、各地方官廳又は民間團體が負担するものとする。



一隊編成並に輸送計畫は訓練所、所管辦事處又は實施縣事務局に於て之を行ふものとす

一供出すべき隊の出港地到着は船舶の出港前最小二十四時間最大三十分間を標準とするの餘猶を設くる如く計畫するものとす

一訓練生を石門並に濟南より同時に同一體として青島より出港せしむる場合の輸送計畫は之を二部に分ち石門機關は石門、滿間、濟南機關は石門より供出の分を含めて濟一青間の輸送を計畫するものとす

一隊編成中には必要なる看護兵（百名に一名位）を編配し簡單なる醫藥を携行せしむるものとす

患者は勞王相互に看病し得る如く常に訓練をなすものとす

一輸送指揮は指導員又は勤務員中より適任者を以て供出機關之を選定するものとす

石濟混成の場合には指導員の所屬機關に於て之を定むるものとす

一隊編成は出發に先ち豫め隊としての編成を整備し置くものとす而て



- 事業體より現場管理人到着せば協合の上成るべく現場の作業組織に適合する如く編成するものとす
- 一 勞工選出に當りては事業體向適格者を求むる爲め引卒者（業者）を参加せしむることを考慮するものとす
- 一 除編成に當り幹部の選定は成るべく駐日豫定指導員をして之をなさしめ以て現場管理指導上紐帶の強化を考慮するものとす
- 一 出發前の列車手配は集結地に於て詳細なる打合せをなすの外本部は大使館方面車へ可然連絡するものとす
- 一 使用列車は成るべく途中乗り換を行はざるやう豫め鐵道、司令部、華北交通並に關係機關と接渉、手配するものとす
- 一 訓練所出身勞工の輸送は、則的に各車を以て白晝之を行ふ如く計畫するものとす（軍用列車への連絡は不可とす）
- 一 輸送計畫には上下車並に途中職員の勤務割を附し之に基き警戒保護上適確なる勤務を行ふものとす計畫に基く勤務員の不足は豫め



之を本部に電請するものとす

輸送計畫勤務割中には輸送前後並に途中に於ける點呼の時間を明示し逃亡防止並に隊指揮を容易ならしむるものとす

輸送計畫中には湯茶の補給と晝食時間を計畫するものとす

供出機間（現地）は工人名簿（指導員携行）を作成し左記機間に

提出（交付）を準備するものとす

日軍憲兵隊 一部

領事館 一部

検査隊 一部

東亞海運 一部

船長 一〇部

引卒者 一部

計 一五部

其他豫備若干

訓練所出身勞工輸送の場合一客車毎に車長を附して停車毎に異状



の有無を指揮者に報告する如く計畫するものとする

而て警戒員を最後尾に置き列車の兩側を警戒するものとする

一 食料の配給通知を受けたる供出機關並に出港地機關は速かに現地

平衡倉庫と接渉し受領を準備するものとする

一 警戒を要する場合供出機關は兵團に警備依頼方手續を行ふものとする

す

一 輸送指揮者（供出機關）は工人引繼者二部を作成して一部は訓練

所（教習所）長へ一部は本部に提出するものとする

引渡人 日軍部隊長

引繼人 訓練所主事（參與）又は輸送指揮者

一 訓練所は供出人員決定と共に他の訓練生と分離して特別なる訓練

を行ふものとする

而て分離の機會に於て身體衣服を消毒するものとする

一 輸送中の乗下車並に團體行動は凡て號令に依るものとする（訓練所

の場合に特に）



一 列車内は照明に注意し要すれば勤務員に懐中電燈を携行せしむるものとす

一 輸送途中特に列車中に於ける宣撫は事故防止の上に大なる役割を有するを以て供出機關は常て供出勞工に日本認織を興ふると共に輸送途中に於ける宣撫を計畫實施するものとす

1 歸郷心、前途不安、歸國不能等邪念の拂試

2 群衆心理に依る無意識逃走の機會を興ふる間隙の消化

一 供出關係辦事處（分處）訓練所、竝に實施縣には協會旗を備付くるものとす

一 供出機關は常て指導員の養成に勉め供出に先ち日系適任者名簿に順位を附し之を本部に提出するものとす

中系指導員は指導員を命ぜられたる日系に之を選定せしめ供出機關長より之を本部に電話するものとす

石濟混成編隊の集合指導員供出機關は本部之を定む實施縣の場合亦同也



- 419
- 一 輸送警戒勤務員並に勞工には適當なる腕章（又は標識）を附けしめ本人の職分又は勞工たることを明示せしむるものとす
  - 一 勞需品の輸送量を必要とする時は録め輸送關係機關と充分なる打合せの上輸送物件到着迄の時日に餘猶を置き出港地に於ける受領を遅延せしめざる如く手配するものとす
  - 一 （北京―青島間二週間以上を要すること珍しからず）
  - 一 被服の支給は工人の性格を勘案し適早に支給することに依る損害を防止するものとす
  - 一 集結地に於ける訓練所辦事處又は縣事務局之を一體としての輸送計畫に基き協力一致之が目的の遂行に當るものとす
  - 一 輸送途中に於ては過食に依り發病生じ易きを以て中間驛に於ける接待の如きは慎重なる計畫に依るを可とす
  - 一 指導員（勤務員）は病人の發見に勉め事前速かに善處するものとす
  - 一 風邪の氣味ある者は入浴を嚴禁するものとす



- 訓練所出身供出に先ち本部の指示する範囲（約十日間一日一圓を豫定す）の栄養食を與ふるものとす
- 出發前充分なる身體検査並に檢疫を行ひ送送者の皆無に勉むるものとす
- 發證に當り輸送計畫内の人員は總て之が勤務に就くものとす
- 發證に當りては豫め（數日前）必要なる豫防接種（コレラ、チブス、パラチブス、赤痢、ペスト及痘瘡）を行ひ且つ之に對する證明書を整備携行せしむるものとす
- 供出機關並に出港地辦事處（分處）の供出に要する通信料、車馬賃並に其の他は主任の責任に於て取纏め之を本部へ實費請求するものとす
- 集結地より出發迄の勞工用食糧を集結地に於て立替使用する事例多きを以て斯る場合集結地出港地當事者は互に連絡の上積込前に於て必要量を控除立替機關へ遠送整理するものとす
- 船舶の入港並に出港は戰局の支配を受けて常に變更を已むなくす



るを以て供出機關と出港地機關とは緊密なる連繫を保ち刻々に起  
る變化は遲滯なく之を相互に通報するものとす



419  
主として

出港地辦事處（分處）關係

66



- 1 出港辦事處（分處）は豫め物價並必要品購入先の調査を完了し置  
き勞需の急に備ふるものとす
- 2 出港地辦事處（分處）は積込に先ち碼頭使用許可書の交付を受け  
て碼頭衛兵司令に提出を準備するものとす
- 3 出港地辦事處（分處）は宿泊所警戒に關し實施計畫を作成し萬全  
の處置を講ずるものとす
- 4 塘屯出港の場合分處は徳大碼頭に船舶緊留申請をなすものとす
- 5 出港地辦事處（分處）は携行品の通關に關し書類を作製し海關と  
打合せをなすものとす
- 6 出港地辦事處（分處）は業者への物品引續目錄を作成し現地使用  
勞需品の數量より控除たる數量を業者引續ぎするものとす
- 7 出港地辦事處（分處）は船舶情報の入手に勉め其の都度時機を失  
せず本部並に供出機關へ通報するものとし電報の末尾に發信先を  
記入するものとす
- 8 宿泊豫定地に於ける取扱機關は宿泊關係機關と豫め接渉し勞工に



對する警戒、保護並に宿泊上の諸準備を整ふるものとする

(宿泊並に炊事用並に本部指定範圍の獻立及警備其他)

9 出港地辦事處(分處)は本部の指示を受けて關係機關への謝禮を

考慮するものとする(警察、車隊)等

10 出港地辦事處(分處)ハ協會名を以て本部の指示する範圍に於て

警戒及宣撫手當を船長に贈與するものとする

(先例五人五圓なるも本部の指示に依る)

11 出港地辦事處(分處)は借用兵舎(家屋)並に炊事具等を清掃(必

要に依りては消毒)し且必要經費の支拂(又は本部の指示する額  
の謝禮)をなすものとする

12 出港地辦事處(分處)は本部の指示範圍に於て壯行會を行ひ得  
る如く準備し置くものとする

各部長 訓示

工人代表 答辭

輸送指揮官



444

一 出港地辨事處（分處）は必要に依り關係機關との懇談會を設くる  
ことを考慮するものとする



主として

輸送指揮者  
指導員

關係



- 1 輸送途中勞王の發着（船、車、寄港、着山）は其の都度本部並に關係機關へ速報するものとする
- 2 指導員は出發に先ち旅行手續を完備し置くものとする
- 3 指導員は出港より上陸迄の間に於て外國人移入申請書を完備し置くものとする
- 4 輸送指揮者は出港地に於て業者より工人受領書を受取り本部へ提出するものとする
- 5 指導員は海上に於ける非常處置計畫を作成し豫め必要なる訓練を行ふものとする
- 1 指導員は船中に於ける勞王の運動を計畫し健康保全に努むるものとする
- 2 指導員は契約の履行に關し業者を督勵し保護取締並手續の完璧を期するものとする
- 3 指導員は將來の供出工作に備ふる爲就勞地に於て宣傳員又は幹部候補生を内選し置くものとする



9 一到着後指導員は指定の月報を本部へ提出するものとす

a 1 工人の營養健康状態

b 2 工人の思想、動向、日、鮮人に對する友交状態

c 3 工人の疏動狀況（能率）

d 4 賃 金

e 5 食糧並に勞需品の配給狀況

f 6 所感、意見

10 慰安、娛樂は一定の計畫内に於て之を行はしむるものとす



35447

六 華人取扱に關する件

秋 田 縣 警 察 部

警察側の處置

- 一 華人勞務者の逃走は勿論事業場内外の事故は細大となり報告のこと
- 二 事故發生の場合責任を華人に轉嫁し或は無責任なる嫌疑を持って云爲せざること
- 三 作業場内外の華人行動に注意するは勿論事業場全体の空氣に注意し特異事象發生地あるときは十分戒備措置すること
- 四 收容所は完全に隔離し内地人如女子及朝人白人に接觸せしめざること但し差別的待遇を察知せしむるは戒慎すべく事前收容所を完備せしむべきこと
- 五 逃走者ありたる場合は直に關係方面に捜査手配をなすこと  
(警察署は特高課に報告のこと)
- 六 宿舎に對しては關係者以外の出入を禁ずること、殊に在留華人並に朝人との連絡を嚴禁すること



七 作樂場に於ては朝鮮人俘虜滿支人船員等との接觸を嚴禁すること  
八 華人勞務者の外出は團體外出の外認めざること

但し元俘虜元歸順兵は訓練期間中外出を認めざること

九 通信發信は事業者に於て取纏め取扱兵の全部に就き警察官に於て  
檢閲すべきこと（個人投函は嚴禁のこと）

一〇 宿舍に於ける娛樂設備は十分考慮し外部に影響せざる娛樂程度の  
賭博は默認すること

一一 非常事態發生時に於ては藝の朝鮮人非常措置に據り行ひ宿舍準備  
員は相當の武器等を準備し置くこと但し日常勞務を刺戟せざる様  
極秘扱とするを要す

一二 募集勞務者に對しては強制的稼働制策を以て望むを適當とす

一三 到着前關係方面との連絡を密にし殊に常置指導を強化して内地人  
婦女子等の心構を注入し置くこと

一四 一定期間勞務者を訓練し民族意識をし又は防諜上の措置を十分な  
らしむること



一 通呼及服装検査は厳行し警察官の随時臨場協力視察を供にすること



作業者の安全対策の主要措置

一 作業場宿舍等の選定警戒対策の樹立取組上必要な準備を爲すこと

二 逃走防止外部との連絡遮断上必要措置を爲すこと

三 到着後は十分なる休養を興へたる上作業訓練に當ること

四 訓練期間は一ヶ月間とし往復の規律行動指導者に対する服従の外作業訓練に重點を置くこと

五 華人勞務者に対する指揮命令は勿論指導訓練に於ても附屬する日系華系指導員を介して之を爲し絶対直接指導を爲さざること

六 華人勞務者に対する指導方針は必ず一元的なること

七 殊に各種命令を中間幹部に於て史取捨することありて命令の一貫性を失ひ事故發生の虞あるを以て上司の命令にして實際に適用し難きものは勿協議の上決定すること

八 住宅敷地にして濕地を嫌悪すること甚しきにより注意のこと

九 住宅敷地にして濕高級なる收容所は却つて窮屈を感ぜしむること



# 17

If Ch's are fed too much  
it will affect their work  
efficiency adversely

- 一 あり（アンペラー低天井）注意するを要するも擧機等は完全ならしめ他との接觸を防止すること
- 二 現地より同行せる日系指導員を直接責任者とし之と連絡世話以て目的達成に努め警戒に重點を置くこと
- 三 供出當初の隊編成を延長して統制し徒なる動搖を爲さしめざること
- 四 就業時間は内地の例によるも事故防止の爲め富分夜間作業を爲さること
- 五 四大節例正月三日端午節仲秋節は公休日として取扱ふこと
- 六 移入及送還費用は本人より徴收せざること
- 七 労務者の送還は現地まで送還すること
- 八 食糧は一ヶ月二〇キロを要し中一キロは農林省にて見込なるも實際は二七・八キロにて十分なり
- 九 食物は質よりも量を以てし一時に給與するは不適なり
- 十 胞食せしむるは却つて作業能率に悪影響あり



414  
Prisoners who are former veterans  
soldiers are not permitted to leave  
camp

一八食油は華人の生活上必要なり

一九外出は一般募集者熟練者に在りては月二回以内團體外出を認むる  
こと

二〇俘虜歸順兵等は外出を許さざること

但し優秀なるものは月二回程度團體旅行せしむるも可なり

二一熟練者（優秀者）の個人外出は差支なしと見料するも統制上充分認  
めざること

二二事業主は生産部面のみならず防諜上又は日本の對華方針等を考慮  
して指導計畫を決定すること

二三服装は資決を許さざるも歸國時可能なれば適當なるものを給與す  
ること







昭和十九年十月四日

秋田縣警察部長 鹽 谷 隆 雄

花岡鑛業所

谷 崎

明 殿

移入華人勞務者勤勞指導委員會委員委囑の件

政府に於ては曩に内地勞務の枯渴に伴ひ之が勞務者充足の見地より華人勞務者移入の方針を樹立したる處本縣に於て於ても過般花岡鑛に三〇〇名花岡鑛山鹿島組に三〇〇名秋田（船川）港灣に三〇〇名夫々移入したるか之等移入華人勞務者に對する勤勞管理の良否は直接作業能率に影響するは勿論延いては社會治安に及ぼす影響尠なからずと認められ候に就ては之を華人勞務者管理に對する統一的指導



方策を樹立し華王管理の萬全を期せしか爲め今般別紙規定に依り勤勞  
指導委員會を設くることと相成候條御繁用中恐縮に存候得共右御諒承  
の上本委員會として御盡力相煩度此之段及依頼候也



移入華人勞務者勤勞指導委員會規程

第一條 秋田縣警察（特高課）に移入華人勞務者勤勞指導委員を置く

第二條 本委員會は華人勞務者の勤勞指導に關する具體的事項を調査  
研究及審議す

第三條 本委員會は委員長一名委員若干名を以て組織す

第四條 委員長は秋田縣警察部長を以て之に充つ

委員は秋田縣廳及華人勞務者雇傭鑛山事業所等の關係者に付き委員長之を委嘱す

第五條 委員長は會務を總理す

委員長事故あるときは委員長の指名する委員其の職務を代理す

第六條 本委員會に幹事及書記を置く

幹事及書記は委員長之を命ず、幹事及書記は委員長の指揮を受け庶務に従事す

移入華人勞務者勤勞指導委員會名簿



書 幹

記 事

秋田縣特高課

鹿島組花崗出張所長

船川警察署長

大館警察署長

船川華工管理事務所長

藤田組花崗鑛業所長

秋田縣勤勞課長

秋田縣特高課長

秋田憲兵分隊長

秋田縣警察部長

委 委

員

員 長

倉 木

橋 村

正 金

民 治

河 野

政 敏

未 吉

鈴 木

小 林

末 一

佐 郎

渡 邊

谷 崎

重 秋

明

栗 山

鎌 田

仁 八

郎

古 川

兼 定

鹽 谷

隆 雄

13



移入華人勞務者勤勞指導委員會運営要領

本委員會は左記事項に關し調査研究又は審議し華人勞務者勤勞管理の統一的指導計畫を樹立するものとする

一 華人勞務者の特殊性格の調査及研究

二 逃走防止方策

三 華人勞務者の稼働狀況、處遇狀況、生活狀況其の他勤勞管理の狀況及之が改善方策

四 華人勞務者就業地に於ける内鮮人の指導方策

五 其の他必要事項



13 July 1944 (2) (G)

(2) 昭和一九四一三 内務省 厚生省

昭和十九年七月一三日花岡鑛山華人勞務者に對する管理並に指導の爲内務省厚生省より山田學務官本間囑託・關口理學官・田原進囑官の外秋田縣警察部鎌田特高課長・倉橋警部補長澤・大館警察署長一行二十數名來山し花岡鑛山クラブに於て左記項目に亘り取扱上の指示あり

ル

(A) 宿舍の構造と設備が華勞に對して資擇過る山の華勞も亦其

理由 疎末な穴倉式假小屋式が華勞の性格に適する

(B) 蒲團の支給量が多過ぎる(當時四枚支給)

理由 華人の勞働者が露天生活する者が多い

(G) 食糧の給與が資擇過る

現給(一六キロ)でも多過ぎた

(D) 華理由 華人の勞働者は麥粉は主食ではないより下給な食糧を

とつて居る

(D) 日常生活は放任過ぎた人の



13 July Step up work  
3 times more than at  
present from now on  
& make that the basis

理由 自由外出は婦人に極めて危険である

個人外出を嚴禁せよ

(E) 華勞の言ふ事を正直に受入れ過ぎる

理由 華人の性格から裏を感じなければ謀略に乗る

(F) 補導員が程度以上に甘やかし過ぎる

理由 華人は弱いて呉れば甘えて来る飽迄も締めて指導せよ

(G) 作業能率は低い、當時日本人と同率

現在の三倍を華人能率の基準とせよ

(H) 理由 北海道イトム嶺山の華勞は花崗嶺山の華勞よりも食糧

不足が不足であるが能率が良い。濡れたタオルの水が一

滴もなくなる迄もしぼる方針を取れ。華人の性格には

表裏ありて裏に陰謀實策が秘められ日本人に想像の出来

来難い點がある

以上は内務省本間囑託よりの指示

(A) 内務省山田事務官の指示事項



戦争中に輸入せる華勞の中には通國の間者もひそんで居る事は相  
像せらる。内務省としては華勞の保護育成には萬全を期するも一  
面反動分子の適發には一般の努力を拂ひ治安維持の萬全を期す  
る爲指導取締りを一言的に特高警察をして官掌せしむる事とせり  
而して取締りの重點は

α. (イ) 華勞の裏面的行動を査察し反動的陰謀者の早期發見

(ロ) 専任私服警察官を配置しその査察にあたらしむ

(ハ) 指導面を事業所側にまかす事なく積極的に浸透す



(3) 昭和一九九

内務省

本間囃訖

昭和十九年九月初旬鹿島組花岡出張所に於て鹿島組及び花岡鑛山  
華勞關係者に對しては華勞の取扱扱ひに關し再度昭和十九年七月  
十三日花岡鑛山クラブに於て指示せる項目を再確認せしむる様命  
令があり



昭和二〇年七月

大館支部規程

大館警察署長



華人勞務者勤勞指導委員會大館支部規程

第一條 本大會は秋田縣華人勞務者勤勞指導委員會大館支部と稱す

第二條 本支部事務所は大館警察署内に置く

第三條 本支部は秋田縣華人勞務者勤勞指導委員會及華人勞務者指導要綱に準處し華人勞務者の勤勞其の他の指導管理に關する研究懇談を遂げ其の向上を圖り災害又は事故防止を期するを以て

目的とす

第四條 本支部は華人勞務者雇傭主其他の關係者を以て構成す

第五條 本支部に左の役職員を置く

支部長 一名

副支部長 一名

顧問 若干名

常任委員 ”



幹部 若干名

第六條 支部長は大館警察署長の職にあるもの之に當る

其の他の役職員は支部長之を依囑す

第七條 役員任期は二ケ年とす

官公使にして役員たるものは其の在職期間とす

補缺に依り役員となりたる者は前任者の残任期間とす

第八條 會議は總會及役員會とす

第九條 支部長は毎年一回總會を招集し豫算決算其他重要なる事項

を審議す

第十條 役員會は必要に應じ隨時支部長之を招集す

第十一條 本支部の經費は會費及負擔金其の他の收入を以て之を支

辨す

第十二條 會計年度は四月一日始まり翌年三月三十一日に終る

以上















役 員

支 部 長

副 支 部 長

顧 問

秋田縣特高課長

花 岡 町 長

花岡鑛山勞務課長

鹿島組花岡鑛山出張所長

大館警察署特高主任

花岡鑛山整員係長 昌澤恭一

東亞系々長 久保清一郎

副々 加賀谷 勇

鹿島組花岡出張所勞務主任 柴田

副々 中山系々長

副々 高久

常任委員

幹 事



大館警察署

菅 巡查部長

石川

〃

傳 濃 巡查

後 藤

〃



華人勞務者勤勞指導委員會大館支部

歲入 歲出豫算案

A 一 歲

入 七六八一圓

B 一 歲

出 七六八一圓

差引殘ナシ

歲入ノ部

科	類	項	目	豫	算	高
	會	費	會費	五六八〇	〇〇	〇〇
	負	擔	金	二〇〇〇	〇〇	〇〇
	雜	收	入	—	〇〇	〇〇
計				七六八一	〇〇	〇〇
				六月末現在華勞一三六名ニ對スル一人當五圓ノ割當		
				花岡鐵山一〇〇〇 鹿島組一〇〇〇		
				預金利子其他ノ收入		



計	雜收入		會議費		手當	雜費	通譯費	消耗品費	旅費	給料	事業費	款項	科目
	雜收入	雜收入	會議費	會議費								目	目
七六八一	—	—	二〇〇	二〇〇	三六〇	一〇〇	五〇	一〇〇	三六〇	二四〇〇	三三七〇	豫算高	歲出部
〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
		預金利子其他ノ收入			家族手當其他					通譯一名月二〇〇圓位			



IX

死亡報告書（同文警察署長移牒）

昭和 年 月 日

事 業 雇 主

中華民國大使館

華人勞務者死亡屆

本 籍 中華民國 省

縣 氏 名

年 令

死亡事由

右 御 屆 候 也

記

A 一 原 籍 地 殘 留 家 族 數

B 二 死 亡 診 斷 書



五一〇 移入華人勞務者の到着後の措置に關する通牒

(a) (A) 大國發第一二九號

昭和十九年七月十日

大館國民動勞動員署長

移入華人勞務者の到着後の措置に關する件  
標記の件に關し今般動勞局動員第二課長より別紙寫の通り通牒有之  
候に付ては之が取扱に關し萬遺憾無きを期せられ度候

移入華人勞務者の到着後の措置に關する件

標記の件に關し今般動勞局動員第二課長より別紙寫の通り通牒有之  
候に付ては之が取扱に關し萬遺憾無きを期せられ度候

昭和十九年七月十日



444  
4B) 發動第九五號  
昭和十九年七月五日

勸勞局動員第二課長

各府縣警察部長

移入華人勞務者の到着後の措置に關する件

標記の件に關しては四月四日內務省發管第六號厚生省發動第一〇三號通牒華人勞務者内地移入要綱第四により報告する事と相成居候處移入後の食糧配給に關聯し特に緊急に必要有之華人勞務者の内地移入に際しては前記通牒によるの外爾今左記により措置相成度



記

A 一 華人勞務者内地（門司、下關、神戸各港灣）に上陸せる場合は當該事業主（引卒者）をして

- (1) 移入實數
- (2) 上陸港及上陸月日
- (3) 就業地到着（豫定）

月日を本省課長宛電報を以て連報せしむること

B 一 廳府縣は毎月末現在に於て翌月十日迺に左の様式により移入華人勞務者の現在數調を報告すること

事業種別	事業場	移入數	就業地到着月日	減耗數	現存數	摘	要



